## 主 文 本件抗告を却下する。 理 由

本件抗告の要旨は、「債権者Aは、被告人を債務者として漁船第三野坂丸積載中のサバ網一張につき、福岡地方裁判所に係争物に関する仮処分命令の申請をない。昭和二十七年八月二十二日仮処分決定(同庁同年(ヨ)第三〇三号)を得て、翌二十三日右サバ網に対し仮処分の執行をなしたが、次いで右物件につき換価命令をなしたが、次いで右物件につき換価命令をない。しかし本件サバ網は、さきに昭和二十五年十二月中債権者Aの南網漁業生産組合に対する債権のため、同組合所有の物として強制執行を受けたが、当時右物件は抗告人の所有であつたので、抗告人に第三者異議の訴を起すと共に強制執行取消の申立をない、その取消決定をあった。昭和二十六年一月十二日保証金十万円を供託して執行取消を受けたのである。紹を売渡し、その引渡を了したのである。

ている。 その後抗告人は、同年二月二比広福漁業生産組合に対し、他の物件と共に本件サバ網を売渡し、その引渡を了したのである。 従つて本件サバ網は、既に抗告人の所有ではなく、右広福漁業生産組合の所有物件であり、本件命令によつて換価されることになれば、同組合は回復し難い損害を蒙むるわけであるから、右物件に対し、本件換価命令をなしたのは失当である。よって原命令を取り消し、債権者の換価命令申立を却下する旨の決定を求める、」というのである。

〈要旨〉しかし、執行裁判所が、債務者に陳述の機会を与えないで発した民事訴訟法第七百五十条第四項後段のいわ〈/要旨〉ゆる換価命令に対し、不服ある債務者は、不服ある債務等の項により執行裁判所に異議の申立をなし、同裁判所の点を更正する機会を得せしめた後その裁判に対し不服ある場合直ちに大きを得せしめた後その裁判に対し不服ある場合である。記録において、おいて、おいて、おいて、おいである。記録にいる。これにおいて、おいて、おいのである。記録にいる。とは、抗告人を債務者とする仮処分命令申請事件につきにおいて、おいて、おいて、おいて、ところ、前記裁判所は、第七百五十人に別段陳述の機会を名の代で、ところ、前記裁判所は、債務者に対し、がある、とないで、ところ、前記裁判所は、債務者に対し、抗告人は、行の機会を発したもので、あることないで、直ちに本件即時抗告に及んだものであることないで、直ちに本件即時抗告に及んだものであるこというべきである。

よつて本件抗告を却下すべきものとし、主文のとおり決定する。 (裁判長判事 野田三夫 判事 柳原幸雄 判事 川井立夫)